

画像診断管理加算 1
 画像診断管理加算 2
 画像診断管理加算 3
 画像診断管理加算 4

の施設基準に係る届出書添付書類

※該当する届出事項を○で囲むこと。

1	標榜診療科（施設基準に係る標榜科名を記入すること。）	
2	救命救急センター又は高度救命救急センターの設置	有 ・ 無
3	画像診断を専ら担当する常勤医師の氏名等	
①	常勤医師の氏名	
	勤務時間	時間
	画像診断を専ら担当した経験年数	年
②	常勤医師の氏名	
	勤務時間	時間
	画像診断を専ら担当した経験年数	年
③	常勤医師の氏名	
	勤務時間	時間
	画像診断を専ら担当した経験年数	年
④	常勤医師の氏名	
	勤務時間	時間
	画像診断を専ら担当した経験年数	年
⑤	常勤医師の氏名	
	勤務時間	時間
	画像診断を専ら担当した経験年数	年
⑥	常勤医師の氏名	
	勤務時間	時間
	画像診断を専ら担当した経験年数	年
4	核医学診断、CT撮影及びMRI撮影に係る事項	
	核医学診断	
	当該保険医療機関における実施件数	① 件
	うち画像診断を専ら担当する常勤医師の下に 画像情報の管理を行った件数	件
	CT撮影及びMRI撮影	
	当該保険医療機関における実施件数	② 件
	うち画像診断を専ら担当する常勤医師の下に 画像情報の管理を行った件数	件
5	核医学診断及びコンピューター断層診断に係る事項	
	核医学診断	
	4のうち画像診断を専ら担当する常勤医師が 読影及び診断を翌診療日までに行った件数	③ 件
	CT撮影及びMRI撮影	
	4のうち画像診断を専ら担当する常勤医師が 読影及び診断を翌診療日までに行った件数	④ 件
	読影結果が翌診療日まで読影されている率	$= \frac{③+④}{①+②} \times 100$ $= \square \%$

6 当該保険医療機関以外の施設への読影又は診断の委託に係る事項		
当該保険医療機関以外の施設への読影又は診断の委託の有無		有 ・ 無
核医学診断		
	当該保険医療機関以外の施設への読影又は診断の委託の件数	⑤ 件
CT撮影及びMRI撮影		
	当該保険医療機関以外の施設への読影又は診断の委託の件数	⑥ 件
	当該保険医療機関以外の施設への読影又は診断の委託を行った率	$= \frac{⑤+⑥}{①+②} \times 100$ $= \text{□} \%$
7 当該保険医療機関における夜間及び休日の読影体制		有 ・ 無
8 当該保険医療機関における、夜間及び休日を除く全ての核医学診断、CT撮影及びMRI撮影の検査前の画像診断管理の実施		有 ・ 無
9 当該保険医療機関における、人工知能関連技術が活用された画像診断補助ソフトウェアの適切な安全管理に係る責任者の氏名等		
常勤医師の氏名		
勤務時間		時間
画像診断を専ら担当した経験年数		年

【記載上の注意】

- 「3」の常勤医師については、該当するすべての医師について記載すること。常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間（休憩時間を除く労働時間）を記入すること。また、常勤医師のうち、当該保険医療機関において勤務する医師（当該保険医療機関において常態として週3日以上かつ週22時間以上の勤務を行っており、当該勤務時間以外の所定労働時間について、自宅等の当該保険医療機関以外の場所で読影を行う医師を除く。）については、当該医師の「医療機関勤務」の口に「✓」を記入すること。ただし、画像診断管理加算1及び2については1名以上、画像診断管理加算3については3名以上、画像診断管理加算4については6名以上の「医療機関勤務」の常勤医師が必要であること。
- 「3」に研修修了の登録がされている医師の氏名を記入する場合は、関係学会による登録の有無が分かる書類の写し（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。
- 「4」、「5」及び「6」については、届出前3か月間の件数を記入すること。
- 画像診断管理加算1の届出を行う場合にあっては、「2」、「4」、「5」、「7」、「8」及び「9」は記載する必要はないこと。
- 画像診断管理加算2の届出を行う場合にあっては、「2」、「7」、「8」及び「9」は記載する必要はないこと。
- 画像診断管理加算3の届出を行う場合にあっては、「8」は記載する必要はないこと。
- 画像診断管理加算4の届出を行う場合にあっては、「2」は記載する必要はないこと。
- 画像診断管理加算2、3又は4の届出を行う場合にあっては、関連学会の定める指針に基づいて、MRI装置の適切な安全管理を行っていること等を証明する書類を添付すること。
- 画像診断管理加算4の届出を行う場合にあっては、関連学会の定める指針に基づいて、適切な被ばく線量管理を行っていること等を証明する書類を添付すること。
- 画像診断管理加算3又は4の届出を行う場合にあっては、関連学会の定める指針に基づいて、人工知能関連技術が活用された画像診断補助ソフトウェアの適切な安全管理を行っていること等を証明する書類添付すること。また、「9」の常勤医師については、「3」の常勤医師に係る記載に準じて記載すること。